

幼児教育・保育の無償化について

【認可外保育施設等用】

R8.10月

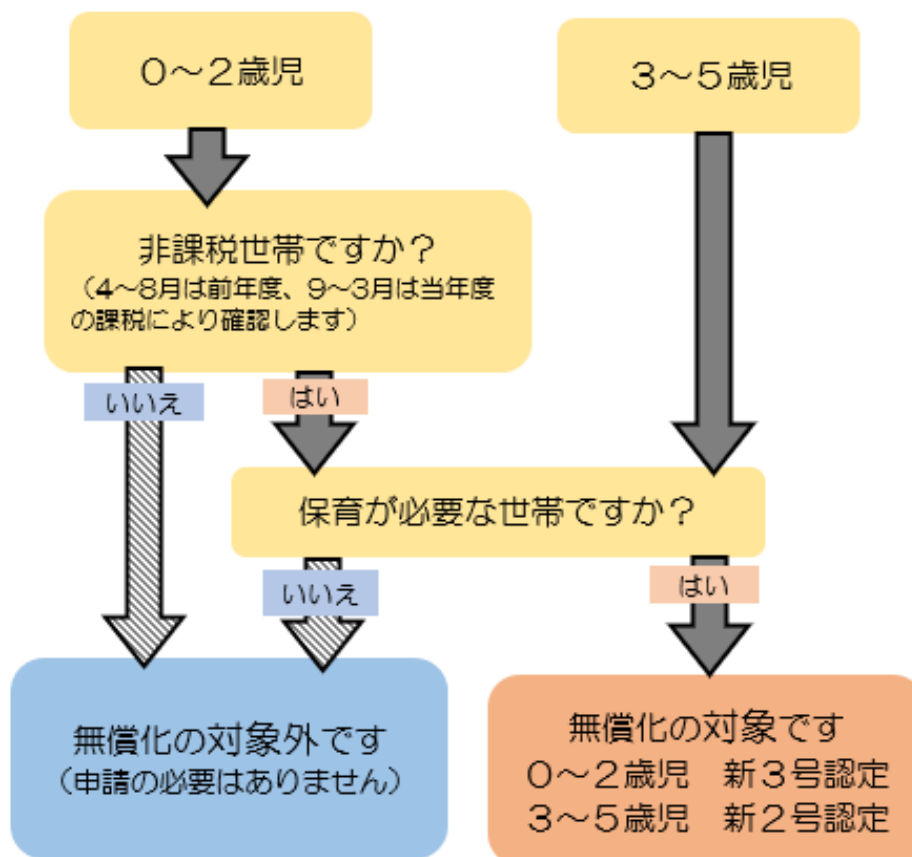
田原本町こども未来課



令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、3～5歳児のお子さまと0～2歳児の住民税非課税世帯のお子さまの認可外保育施設等の保育料が無償化されます。無償化の給付を受けるためには、利用の施設や世帯に応じた施設等利用給付認定申請が必要になります。

1 施設と認定区分

お子さまの年齢や保育の必要性、利用の施設によって、必要な認定が異なります。



利用の施設	年齢区分	認定 区分	無償化の 対象	無償化の世帯及び上限額
認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業	0～2歳児	新 3 号 認 定	保育料	※保育が必要な世帯 かつ 住民税非課税世帯 月額上限額 45,700 円まで
ファミリーサポート センター事業	3～5歳児	新 2 号 認 定	保育料	※保育が必要な世帯 月額上限額 40,300 円まで

- ・利用されている施設が無償化の対象施設となることが、給付の条件になります。
- ・田原本町外の認可外保育施設等を利用している場合でも、住民票が田原本町にあれば、田原本町で認定申請をいただく必要があります。
- ・保育所又は認定こども園、一定基準以上の預かり保育（平日8時間、年間200日以上）を実施している幼稚園を利用していないことが無償化の対象となります。
- ・保育所又は認定こども園を利用している場合は、休園日や利用時間外に認可外保育施設等を利用されていても、無償化の対象にはなりません。
- ・給食費や教材費などは無償化の対象外となりますので、実費負担です。

2 保育の必要性の事由と添付書類

保護者の状況	認定期間	添付書類
就労 【月64時間以上】	就労期間	就労・内定：「就労証明書」 自営業：① 「就労証明書」 ★ ② 確定申告など客観的に自営業をされていることが確認できる書類 ※就労確認ができるもの(健康保険被保険者証 社員証等)の写しを求める場合があります
病気・疾病	療養を必要としなくなるまで	「疾病・障がい状況申告書」(診断書が必要) ★
介護・看護	介護を必要としなくなるまで	① 「介護・看護状況申告書」 ★ ② 介護を受ける方の「疾病・障がい状況申告書」 ※同居の親族を常時介護・看護している場合
産前産後	産前産後各8週 (最長5か月)	母子手帳(表紙と出産予定日の記載ページ)の写し
就学	就学期間	「就学等(予定)証明書」 ★
求職	求職期間 (最長3か月)	「求職活動状況申告書」 ★
災害等	必要な期間	必要に応じて相談

※ 保護者(子どもの父と母)の証明書等が必要です。

※ ★印のある証明書等の様式については、町ホームページ「保育園・認定こども園(保育認定コース)小規模保育所について」へ掲載していますので、ダウンロードできます。また、こども未来課窓口でも配布しています。

※ ご家庭の状況等により、必要に応じて追加書類を提出いただく場合があります。また、変更がある場合は、その状況に沿った書類の提出が必要になります。

3 認定申請について

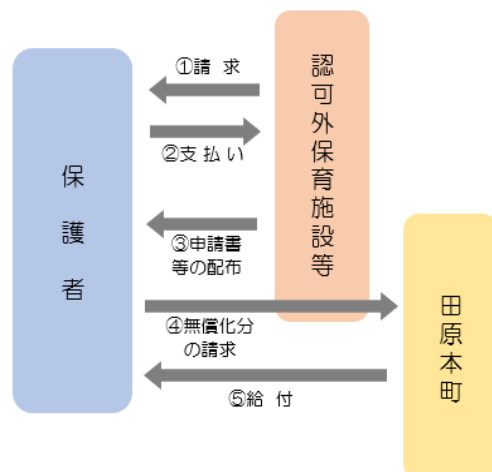
新 2 ・ 新 3 号 認 定	
対象者	【新2号認定】 3～5歳児のうち、保育が必要な世帯
	【新3号認定】 0～2歳児のうち、保育が必要で住民税非課税世帯
提出書類	① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 ② 保育の必要性の事由の添付書類 <保護者分が必要> ※ 新3号認定は、個人番号を利用して課税状況を確認しますので、個人番号が確認できるもの（マイナンバーカード、マイナンバー通知カード）をお持ちください。 ③ 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書
提出方法	認定希望の前月10日までに町役場こども未来課へ提出してください。
その他	年に1度、保育の必要性が継続しているかを確認するために現況届を実施します。 また、ご家庭で保育が可能になった場合や新3号認定で課税世帯となる場合は、認定の取消や変更が必要になります。

4 無償化の給付について

<給付方法>

給付方法は、保育料の全額を施設へ支払った上で、無償化分を田原本町へ3か月に1度請求する方法【償還払い】です。

施設から申請書や領収書が発行されますので、



必要事項の記入後に、こども未来課（または施設）へ提出ください。

<請求時期>

利用月	請求期限	支払日（目安）
4～6月	7月20日	8月末
7～9月	10月20日	11月末
10～12月	1月20日	2月末
1～3月	4月15日	5月中旬

※期限に遅れると、支払えない場合がありますので期限までに請求してください。

5 その他

氏名や住所の変更、その他生活状況の変更があった場合は、手続きが必要になりますので、速やかに町役場こども未来課へご連絡ください。

6 問い合わせ先

田原本町役場 こども未来課 こども支援係
電話番号 0744-33-9036
開庁時間 9:00～16:30

